

## 長崎健康革命サポーター制度実施要綱

「長崎健康革命」及びその取組を広く県民に周知し、さらに県民の健康づくりをサポートする企業・団体を増加させることを目的に「長崎健康革命サポーター制度」を設け、本要綱を制定する。

### (目的)

第1条 長崎健康革命の趣旨に賛同する企業、団体（以下、「サポーター」という）の自主的な活動により、多くの県民が健康に関する情報に接し、また、健康に関する取組に参加できるようになることを目的とする。但し、サポーターの活動について、県が評価を与え、保証するものではない。

### (登録申請の要件)

第2条 サポーターへの登録申請を行うことができる者は、長崎健康革命の趣旨に賛同し、啓発資材の県への提供や独自の啓発、イベント、講演会、研修会の開催等により、長崎県民のための健康づくり支援の活動を自主的に行う法人格を有する企業、団体とする。

2 サポーターの活動範囲は、県内全域とするもの及び県内の一部の地域とするものいずれも可とする。

3 国及び地方公共団体は、サポーターとしての登録はできないものとする。

4 サポーターは、以下の各号に該当しないものとする。

(1) 暴力団員等、又はこれらと密接な関係を有すること

(2) 国税、地方税、社会保険料、労働保険料を滞納していること

(3) 労働安全衛生法、健康増進法の規定に違反していること

(4) 地方自治法施行令第167条の4の規定により一般競争入札の参加を制限されていること

(5) 長崎県から指名停止措置を受けていること

### (活動の要件)

第3条 支援活動の要件は次の全てを満たすものとする。

(1) 長崎県内の長崎県民のための健康づくり支援の活動であること

(2) 自らの構成員のみを対象とするものでないこと

(3) 特定商品・サービス等の販売を伴う活動を行わないこと

(4) その他サポーターの活動にふさわしくないと知事が認める活動でないこと

(申請)

第4条 サポーターの登録を希望するものは、長崎健康革命サポーター登録申請書(様式第1号)を知事に提出するものとする。

(審査)

第5条 知事は、サポーターの登録申請内容を審査するため、第2条及び第3条に掲げる要件の適否について審査を行い、その結果を申請者に通知するとともに、登録情報を名簿に掲載(認定)する。

2 前項の認定の有効期間は認定日からその年度の3月31日までとするが、長崎健康革命サポーター内容抹消・変更届出書(様式第2号)により、2月28日までに抹消の申出がない限りは毎年度自動更新とする。

(周知及び啓発資材の提供)

第6条 知事は、サポーターとして登録された企業・団体の活動の概要等の情報を県のホームページに掲載し、県民に対し周知するものとする。

2 サポーターに登録された企業は、「長崎健康革命」のロゴマークを使用することができる。

(サポーターの責務)

第7条 サポーターは、啓発資材の県への提供や独自の啓発、イベント、講演会、研修会の開催等により、長崎県民のための健康づくり支援として申請した活動を実施すること。

2 サポーターは、知事から要請があった場合には、県や市町が提供する健康づくりに関する情報の発信に協力すること。

3 サポーターは、本要綱の内容を把握し、その内容を遵守すること。特に、県が一定の評価を与え、保証又は推奨していると県民に誤解を与える表記、活動等を行わないこと。

(削除)

第8条 知事は、サポーターが第2条若しくは第3条に掲げる要件を満たさなくなった場合又は第7条の規定に反する場合には、当該企業・団体を名簿から削除することができる。

(抹消及び変更)

第9条 サポーターは、名簿から抹消する場合又は活動内容に変更があった場合には、長崎健康革命サポーター内容抹消・変更届出書(様式第2号)により、速やかに知事に提出するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別途知事が定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。